

○糸魚川市ハッピー出会い創出事業補助金交付要綱

平成23年3月30日

告示第71号

改正 平成24年3月27日告示第54号

平成24年7月27日告示第190号

平成26年3月25日告示第57号

平成27年3月25日告示第65号

平成28年4月7日告示第124号

平成31年3月29日告示第65号

令和4年3月31日告示第86号

(趣旨)

第1条 この要綱は、独身の男女を対象に結婚の促進を目的とした事業を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、糸魚川市補助金等交付規則（平成17年糸魚川市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、結婚希望者を対象に実施する結婚のための男女の出会いの場を創出するイベント、交流会、事前セミナー（以下「イベント等」という。）に係る事業とし、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 参加者は、男女とも独身かつ20歳以上の者とする。
- (2) 参加者総数は、10人以上とすること。
- (3) 参加者の男女の比率は、どちらかが30パーセント未満とならないようにすること。
- (4) 参加者のうち市内在住者の比率は、参加者の40パーセント以上とすること。
- (5) 公共交通機関又は借上バス（以下「バス等」という。）を利用した移動を伴うイベント等の場合は、移動中にイベント等の一部が実施される企画内容であること。
- (6) 参加費その他収入の予算額の合計が、補助事業に要する経費の予算額の合計の3分の1以上であること。

2 前項に掲げるもののほか、独身の男女の親族を対象に実施するイベント等で、次の

いずれにも該当するときは、補助事業と認めるものとする。

- (1) 参加者は、独身の男女の親族とすること。
- (2) 参加者総数は、10人以上とすること。
- (3) 参加者のうち市内在住者の比率は、参加者の80パーセント以上とすること。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象となる事業者は、市内に住所又は所在地を有する者とする。ただし、結婚の仲介を業とする者、宗教活動、政治活動、選挙活動若しくはこれらの団体の宣伝活動を行う者又は公益を害する恐れのある者については、対象としない。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助事業に要する経費から参加費その他収入を控除した額とする。ただし、1 補助事業の上限額は、バス等を利用して市外へ出掛けるイベントの場合は200,000円とし、それ以外のイベント等の場合は100,000円とする。なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 同一の事業者による1年度当たりの補助回数は、次のとおりとする。

- (1) 年度内にバス等を利用して市外へ出掛けるイベントのみを実施する場合 1回
- (2) 年度内に市内でのイベントのみを実施する場合 3回
- (3) 年度内にバス等を利用して市外へ出掛けるイベント及び市内でのイベントを両方実施する場合 各1回

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、イベント等の開催予定日の40日前までに、ハッピー出合い創出事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該補助事業に係る書類を審査のうえ、補助金交付の可否を決定し、ハッピー出合い創出事業補助金交付決定

通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）又はハッピー出合い創出事業補助金不交付決定通知書（様式第3号。以下「不交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（補助事業内容の変更）

第7条 前条に規定する交付決定通知書を受理した申請者（以下「補助該当者」という。）は、第5条の規定により提出した内容を変更しようとするときは、ハッピー出合い創出事業補助金変更申請書（様式第4号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更申請書の内容を審査のうえ、ハッピー出合い創出事業補助金変更承認通知書（様式第5号）又はハッピー出合い創出事業補助金変更不承認通知書（様式第6号）により、補助該当者に通知するものとする。

（補助事業の全部又は一部中止の場合の措置）

第8条 補助該当者は、補助事業を中止しようとするときは、ハッピー出合い創出事業中止届（様式第7号。以下「中止届」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により、中止届が提出された補助事業で、中止までに要した経費があっても、その経費は、補助該当者の負担とする。ただし、気象条件、災害その他不測の事態により中止する場合であって、補助該当者において既に執行済み又は経費の執行が確定している経費について、市長が補助対象とすると認めたときは、前条、次条及び第10条の規定を準用する。

（実績報告）

第9条 補助該当者は、事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、ハッピー出合い創出事業補助金実績報告書（様式第8号。以下「実績報告書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 実施状況報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査のう

え、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、ハッピー出会い創出事業補助金交付額確定通知書（様式第9号）により、補助該当者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定額と確定額が同じときは、前条に規定する通知書を省略することができる。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の規定による通知後に、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第12条 市長は、前条の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、補助事業の完了前に交付決定額の全部又は一部を概算払することができるものとする。

2 補助該当者は、前項の規定により、補助金の概算払を受けようとするときは、ハッピー出会い創出事業補助金概算払申請書（様式第10号。以下「概算払申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、概算払申請書を受理したときは、書類を審査のうえ、概算払の可否を決定し、ハッピー出会い創出事業補助金概算払決定通知書（様式第11号）又はハッピー出会い創出事業補助金概算払不交付決定通知書（様式第12号）により申請者に通知するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助該当者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定及び補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 補助金の目的に該当する事業を実施しないとき。

(3) 申請書の内容と事実が著しく異なったとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、ハッピー出会い創出事業補助金取消し通知書（様式第13号）により補助該当者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、次に該当するときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) 前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき。

(2) 第10条の規定により補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき。

(秘密の保持)

第15条 補助事業に関係する全ての者は、当該事業の活動を推進するために必要な場合を除き、当該事業により知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(糸魚川市ハッピー出合い創出事業補助金交付要綱の廃止)

3 糸魚川市ハッピー出合い創出事業補助金交付要綱（平成22年糸魚川市告示第32号）は、廃止する。

前 文（平成24年3月27日告示第54号）抄
平成24年4月1日から施行する。

前 文（平成24年7月27日告示第190号）抄
平成24年8月1日から施行する。

前 文（平成26年3月25日告示第57号）抄
平成26年4月1日から施行する。

前 文（平成27年3月25日告示第65号）抄
平成27年4月1日から施行する。

前 文（平成28年4月7日告示第124号）抄
告示の日から施行する。

前 文（平成31年3月29日告示第65号）抄

平成31年4月1日から施行する。

前 文（令和4年3月31日告示第86号）抄
告示の日から施行する。